特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅の管理に関する事務では、事務の一部を指定管理者が実施しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるようにさせている。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務			
②事務の概要	公営住宅法の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する市民に対し低廉な家賃で賃貸している。 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 (1)入居に関すること。 (2)収入申告に関すること。 (3)市営住宅及び駐車場の減免、収納管理、滞納整理に関すること。 (4)入居後の同居の承認、同居者の異動等、各種申請に関すること。			
③システムの名称	総合行政情報システム			

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)入居関係ファイル (2)退居関係ファイル (3)及居者関関係ファイル
- (4)滞納整理関係ファイル
- (5)収入申告関係ファイル

3. 個人番号の利用

	(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・別表第一(第9条関係)19項
法令上の根拠	(2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年) ・第18条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の31	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設部住宅政策課
②所属長の役職名	住宅政策課長

6. 他の評価実施機関

フ は中	田」は	起へ	95	正,利用	/直・1-10車・10・
/ . 付ル	四人情:	FIX リノト	刑小"司」	正 - 小川市	停止請求

請求先	建設部住宅政策課
-----	----------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
世日市市建設部住宅政策課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9177				
9. 規則第9条第2項の適用	FI CONTRACTOR OF THE CONTRACTO	[]適用した	
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 [1,000人以上1万人未満] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
	項目評価書]	(mth	3) 基礎項目評価	5書及び 5書及び	
2)又は3)を選択した評価実 されている。 	洒機関については、それ	いぞれ重点項目	ョ評価書又(ま全項目評価書におい?	て、リスク	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通	じた入手を	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であん	ა]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であん	3]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であん	3]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であっ	ర]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた	提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であん	ა]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		I]接続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であん	ర]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ ^ん	ర]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに限ようにしており、人為的ミス	関して手作業が? が発生するリス・	介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行う クへの対策は十分であると考えられる。			

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正に(4) 委託先における不正な使用等 5) 不正な提供・移転が行われる「 6) 情報提供ネットワークシステム	クへの対策 必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 使用されるリスクへの対策 のリスクへの対策 リスクへの対策 リスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) なを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 なを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ス可能な職員の名簿を年度ごとに作成 務に必要な範囲しか閲覧できないよう	t、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセ 成し、アクセス権限の適切な切替管理を行っている。また、担当業 に設定している。 的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えら

変更簡所

変更箇所									
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明				
平成29年7月1日	I 関連情報 1.特報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	公営住宅法の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する市民に対し低廉な家賃で賃貸している。公営住宅法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。(1)入居の募集に関すること。(2)入居に関すること。(3)収入申告に関すること。(4)市営住宅及び駐車場の減免、収納管理、滞納整理に関すること。(5)入居後の同居の承認、同居者の異動等、各種申請に関すること。	公営住宅法の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する市民に対し低廉な家實で賃貸している。 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 (1)入居に関すること。 (2)収入申告に関すること。 (3)市営住宅及び駐車場の減免、収納管理、滞納整理に関すること。 (4)入居後の同居の承認、同居者の異動等、各種申請に関すること。	事後					
平成29年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1) 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の番号の利用等に関する法律(番 号法) (平成25年法律第27号) ・別表第一(第9条関係)19項 (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年) ・第18条	(1) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・別表第一(第9条関係)19項 (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年) ・第18条	事後					
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後					
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	_	番号法第19条第7号及び別表第二の31	事後					
平成28年4月1日	部署	建設部都市・建築局住宅営繕課	建設部住宅政策課	事後					
平成28年4月1日	所属長	住宅営繕課長 川野 仁経	住宅政策課長 川野 仁経	事後					
平成28年4月1日	請求先	廿日市市建設部都市·建築局住宅営繕課	廿日市市建設部住宅政策課	事後					
平成28年4月1日	連絡先	廿日市市建設部都市·建築局住宅営繕課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9177	廿日市市建設部住宅政策課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9177	事後					
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後					
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後					
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担 当部署②所属長の役名	住宅政策課長 川野 仁経	住宅政策課長	事後					
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後					
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後					
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		新規項目	事後					
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後					
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後					
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後					
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後					
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の31	番号法第19条第8号及び別表第二の31	事前					
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後					
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後					
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後					

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式による新規項目	事後	
令和7年4月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式による新規項目	事後	